平成２８年（フ）第１９２９号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田４丁目５番２号、前住所大阪市東住吉区西今川２丁目９番８号
債務者　後藤　伸治
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９５５号
大阪府茨木市奈良町６番106号
債務者　山本　善穂
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９６５号
大阪府八尾市山城町２丁目３番31号　スマイル山城102号
債務者　法島由紀子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０１７号
大阪市東成区東中本２丁目６番８―706号
債務者　井上　力也
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０８４号
大阪市住吉区長居東２丁目14番１―309号
債務者　後藤　康夫
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０８５号
大阪府豊中市旭丘１番９―204号
債務者　上田　充亮
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０９０号
大阪市淀川区新高６丁目11番15―407号
債務者　近藤　敏明
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０９２号
大阪市旭区大宮５丁目９番１―507号
債務者　塩井　治子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７４０号
大阪府東大阪市長堂１―29―６、住民票上の住所大阪府吹田市江坂２丁目20番20―301号
債務者　原田　尚史
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８４１号
大阪市鶴見区諸口６丁目４番３―104号
債務者　中井　竜実
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０８７号
大阪府高槻市五領町10番２―401号
債務者　木村　一幸
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６５号
北海道白糠郡白糠町庶路基線10番地４
債務者　小池　順子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２０４号
静岡市葵区足久保口組917番地の４、旧住所静岡県榛原郡吉田町片岡1565番地の８
債務者　望月　有里
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月25日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２１２号
福岡市博多区東比恵２丁目17番23―903号
破産者　兒島　久隆
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第５号
福岡県みやま市高田町下楠田872番地の３
破産者　有限会社中河原総業
1　決定年月日　平成28年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２２号
山口県美祢市美東町真名991番地
破産者　井上　祐太
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係